

技管第374号  
平成20年3月26日

栃木県建設産業団体連合会長 様

栃木県県土整備部技術管理課長

「建設副産物の管理基準（案）」の一部改定について

このことについて、栃木県県土整備部では栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第三十条第一項の規定による区域の指定の一部改正（平成20年4月1日適用）を受け、「建設副産物の管理基準（案）」を一部改定し、平成20年4月1日から適用することとしましたので通知します。

なお、貴団体関係構成員あてに周知下さいますようよろしくお願い申し上げます。

栃木県 県土整備部  
技術管理課 技術調整担当  
電話 028-623-2421

# 建設副産物の管理基準（案）

平成20年 4月

栃木県 県土整備部

## 建設副産物管理基準（案）目次

### 建設副産物の処理基準（案）

1	基本方針	1 - 1
2	用語意義	1 - 1
3	建設副産物の搬出について	1 - 2
4	建設発生土及び再生資材の利用について	1 - 3
5	処理方法	1 - 4
6	積算方法	1 - 5
7	処理計画・確認	1 - 6

### 建設発生土管理基準（案）

第 1	総則	2 - 1
1	目的	2 - 1
2	用語の意義	2 - 1
3	条例の主旨等	2 - 2
4	管理基準の適用範囲	2 - 2
5	発注者の責務	2 - 2
第 2	管理基準	2 - 3
1	土砂等の安全基準等	2 - 3
2	汚染要因等の調査及び地質分析の実施	2 - 3
3	汚染要因等	2 - 4
4	地質分析	2 - 4
5	公共工事に建設発生土等を搬入する場合の扱い	2 - 4
6	民有地への処理	2 - 4
7	汚染された建設発生土の扱い	2 - 5
8	その他	2 - 5

### 建設副産物の処理基準（案）及び建設発生土管理基準（案）の別表及び様式等

特記仕様書	について	3 - 1
積算対象再資源化施設	について	3 - 2
建設副産物関係書類	一覧表	3 - 4
建設発生土管理基準（案）	フロー	3 - 5
別表第 1	埋立て等を使用される土砂等の安全基準	3 - 6
別表第 2	構造上の基準	3 - 8
様式 - 1	建設発生土搬出計画書	3 - 10
様式 - 2	建設発生土搬入計画書	3 - 11
様式 - 3	建設発生土管理調書	3 - 12
様式 - 4	建設副産物処理承認申請書	3 - 13
様式 - 5	建設副産物処理調書	3 - 14
様式 - 6	埋立て等届出書	3 - 15
様式 - 7	土砂の埋立て等承諾書（作成例）	3 - 16
様式 - 8	通知書（建設リサイクル法関係）	3 - 17
様式 - 9	建設発生土運搬車両の表示	3 - 18
資料 - 1	注意を要する主要な発生業種	3 - 19
資料 - 2	埋立て等届出書の提出先	3 - 20
資料 - 3	建設リサイクル法に基づく通知先	3 - 21
資料 - 4	土砂等の埋立等に関する標識例	3 - 22

# 建設副産物の処理基準（案）

## 1 基本方針

建設工事に伴い発生する建設発生土、アスファルト・コンクリート塊（以下「アスコ  
ン塊」という。）、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥等については、下記の取  
り組みにより適正かつ効率的な処理を行い資源循環型社会の形成を図る。

- (1) 建設工事の実施にあたっては、まず廃棄物の発生を抑制するよう計画・設計・工法  
選定しなければならない。
- (2) また、建設資材として使用されていた資材についても、現場内、他現場において再  
使用行う。
- (3) これらの措置を行った後に発生する建設資材廃棄物については、現場内処理や再資  
源化施設などへ持ち込むなど再生利用（マテリアル・リサイクル）を行うこととする。
- (4) それが技術的に困難な場合や環境負荷の観点から適切でない場合には、燃焼の用に  
供することができるもの又はその可能性があるものについて、熱回収（サーマル・リ  
サイクル）を行う。
- (5) 最後に、これらの措置が行われないものについては、縮減（減容・減量等）の措置  
を施した上で最終処分する。
- (6) なお、再資源化された再生資材については、積極的に利用する必要がある。

## 2 用語の定義

- (1) 「建設副産物」  
建設工事に伴い副次的に得られた建設発生土及び建設廃棄物をいう。
- (2) 「建設発生土」  
建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。
- (3) 「建設廃棄物」  
建設副産物のうち、廃棄物処理法に規定する廃棄物（アスコ  
ン塊、コンクリート塊、  
建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物等）に該当するものをいう。
- (4) 「路盤廃材」  
建設工事に伴い副次的に得られた路盤材をいう。
- (5) 「建設発生木材」  
工作物の除去に伴い発生する解体木材、新築工事から排出される木くず・根株等を  
いう。
- (6) 「建設汚泥」  
建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち廃棄物処理法に  
規定する産業廃棄物として取り扱われるものをいう。  
ここで、建設汚泥に該当する泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積み  
が  
出きず、また、その上を人が歩けない状態をいい、土質工学的指標で示せば、コ  
ン  
指数がおおむね  $200 \text{ KN/m}^2$  以下または一軸圧縮強度がおおむね  $50 \text{ KN/m}^2$  以下の  
土を指す。

- (7) 「建設混合廃棄物」  
工作物の解体等に伴い発生する建設発生木材、金属くず、紙くず、ガラスくず等が混合したものをいう。
- (8) 「再資源化施設」  
発生した建設副産物を建設工事の資材または材料として有効利用できるようにするために、必要な加工及び処理（破砕等）を行う施設をいう。
- (9) 「最終処分場」  
廃棄物処理法の定めにより、建設廃棄物を埋立処分する場所をいう。  
最終処分場の種類は、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。
- (10) 「再生資材」  
建設工事又は他の事業活動に伴い副次的に得られた物品を再資源化施設等で、有効に活用できるようにしたもの。
- (11) 「特定建設資材」、「特定建設資材廃棄物」、「指定建設資材廃棄物」  
建設リサイクル法及び同政令において、次のとおり定められている。  
「特定建設資材」は、再資源化を推進することが、資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要な建設資材であり、以下の品目が定められている。  
〔特定建設資材の品目〕  
コンクリート  
コンクリート及び鉄から成る建設資材  
木材（建設資材が廃棄物となったもの）  
アスファルト・コンクリート  
「特定建設資材廃棄物」は、特定建設資材が廃棄物となったものである。  
「指定建設資材廃棄物」は、特定建設資材廃棄物のうち再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には再資源化に代えて縮減を行うことができる品目で、以下の品目が定められている。

〔指定建設資材廃棄物の品目〕

- ・木材（特定建設資材が廃棄物となったもの）

### 3 建設副産物の搬出について

#### (1) 建設発生土

- ア 工事現場から建設発生土が発生する場合は、事務所内の流用はもとより、地区建設副産物対策連絡協議会及び建設発生土情報交換システム等を利用し、50kmの範囲内の他の建設工事へ搬出するものとする。
- イ 他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、ストックヤード（一時仮置場所）への搬出を優先するものとし、やむを得ない場合は他の受入地（残土処理場等）に搬出することを妨げない。

#### (2) 路盤廃材

- ア 工事目的物に要求される品質等を考慮し、現場内での利用が可能な場合は現場内利用を行い、搬出の抑制に努めるものとする。
- イ 現場内利用が困難な場合は、積極的に他の建設工事への流用に努めるものとする。

- (3) アスコン塊、コンクリ - ト塊  
ア 工事目的物に要求される品質等を考慮し、現場内での利用が可能な場合は現場内利用を行い、搬出の抑制に努めるものとする。  
イ 最寄りの再資源化施設へ搬出するものとする。

- (4) 建設発生木材  
ア 工事現場から50km以内に再資源化施設がある場合は、最寄りの再資源化施設へ搬出するものとする。  
なお、再資源化施設が50km以内でない場合は、縮減（焼却）施設に持ち込むこととする。

- (5) 建設汚泥  
ア 極力現場内での減量化を図り、埋め戻し材等として再利用するものとする。ただし、現場内での再利用にあたっては、生活環境保全上の適切な措置（「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等参照）を講ずることが必要となる。  
イ 現場内での再利用が困難な場合には、再資源化施設へ搬出するものとする。  
ウ 上記ア、イが困難な場合は、最終処分場へ搬出することを妨げない。

- (6) 建設混合廃棄物  
現場内での分別を徹底し、再資源化施設、最終処分場へ適宜搬出するものとする。

#### 4 建設発生土及び再生資材の利用について

- (1) 建設発生土  
ア 工事現場で土砂等が必要な場合は、事務所内の流用はもとより、地区建設副産物対策連絡協議会及び建設発生土情報交換システム等を活用し、工事現場から50kmの範囲内で建設発生土を搬出する他の建設工事を調査し、受入時期、土質等を考慮したうえで、建設発生土を利用するものとする。  
イ ストックヤ - ド（一時仮置場所）の建設発生土についても、その情報を確認し、計画的に再利用するものとする。  
ウ 再利用にあたっては、「建設発生土利用技術マニュアル」（財団法人土木研究センター - 発行）の土質区分基準、適用用途基準を参考にすること。

- (2) 再生加熱アスファルト混合物  
「プラント再生舗装技術指針」及び「再生材の利用基準」（平成13年1月1日適用）等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、再生加熱アスファルト混合物を利用するものとする。

- (3) 再生路盤材  
「プラント再生舗装技術指針」や「再生材の利用基準」等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、再生路盤材を利用するものとする。

- (4) 再生クラッシャー - ラン、再生砂  
「再生材の利用基準」に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、各種構造物基礎材、埋め戻し材、裏込め材として利用するものとする。

## 5 処理方法

### (1) 建設副産物の処理方法は次の2種類とする。

#### ア 指定処理（A）

建設副産物は搬出量の多少に係らず、処理場所が特定できる場合は処理場所、処理条件等を特記仕様書等で明示し、指定処理（A）とする。

#### イ 指定処理（B）

当初設計時に処理場所をあらかじめ特定できない場合は、これまでの実績を勘案した処理場所までの運搬距離、処理条件等をあらかじめ特記仕様書等で明示し、指定処理（B）とする。

### (2) 建設副産物の区分と処理方法

#### ア 建設発生土

発生土種別	処理量区分	処理方法
第1種建設発生土 (砂、礫、及びこれらに準ずるもの) 第2種建設発生土 (砂質土、礫質土、及びこれらに準ずるもの) 第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの) 第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもので第3種建設発生土を除く)	土量が 1,000 m <sup>3</sup> 未満	指定A 指定B
	土量が 1,000 m <sup>3</sup> 以上	指定A

(注1) 建設発生土の処理については原則として指定Aとするが、処理量区分1,000 m<sup>3</sup> 未満のものにあつて当初設計時に建設工事等の処理先を特定できない場合は、指定Bにすることができるものとする。

なお、建設発生土の再利用を促進するために、工事実施までに他の建設工事への処理先を確定するよう努めること。

(注2) 河川、港湾等の浚渫土の扱いについては「建設発生土利用技術マニュアル」(財団法人土木研究センタ - 発行)を参照のこと。

#### イ 路盤廃材

指定（A）により処理するものとするが、当初設計時に他の建設工事等の処理先を確定できず、指定（A）により難しい場合は、指定（B）にすることができるものとする。

#### ウ アスコン塊、コンクリート塊

処理品目に応じて、別紙「積算対象再資源化施設一覧表」より施設を選定し、指定（A）により処理することを原則とする。

なお、請負者の希望により別紙「積算対象再資源化施設一覧表」の中から変更できるものとし、同表にない施設を希望する場合は、監督員との協議による。

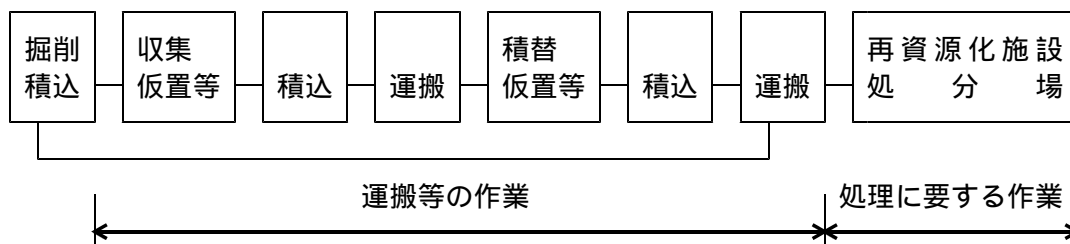
(ただし、特別な理由がある場合を除き設計変更の対象とはしない。)

#### エ 建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物

指定（A）により処理するものとするが、施設の稼働状況等により変更が必要となる場合は、再資源化、経済性等を考慮した上で変更することができる。

## 6 積算方法

建設副産物の処理を下図により運搬等の作業と処理に要する作業に分ける。



### (1) 積算にあたっての留意事項

- ア 処理先の処理能力、容量、受入時間、受入条件等に十分留意すること。
- イ 処理先の選定にあたっては、再資源化、経済性を考慮すること。
- ウ 処理先、運搬距離等の条件を明示すること。
- エ 必要に応じ、積み替え仮置きを計上する。
- オ 再生資材を優先的に使用する。

### (2) 運搬等の作業に要する費用

- ア 指定処理（A）  
処理先までの運搬距離、現場条件を勘案した作業計画に応じ、積算する。
- イ 指定処理（B）  
これまでの実績を勘案した処理場までの運搬距離、現場条件を勘案した作業計画に応じ、積算する。

### (3) 処理に要する費用

- ア 指定処理（A）
  - (ア) 建設発生土を他の建設工事へ搬出・処理する場合は、処理費は計上しない。
  - (イ) 建設発生土の再利用を促進するため、ストックヤード（一時仮置場）へ搬出する場合、又は受入れ施設に定めのある場合は、処理費を計上することができる。
  - (ウ) 建設発生土を民有地へ処理する場合は、必要に応じた処理費を計上することができる。
  - (エ) 建設発生土の処理先の条件により、土砂の安全基準の適否を確認するため、土壌調査が必要となる場合は、検査測定等に要する費用を計上できるものとする。
  - (オ) 建設廃棄物等を処理業者に委託処理する場合は、処理費を計上する。

### イ 指定処理（B）

これまでの実績を勘案した中で、指定Aと同様に処理費を計上することができる。

### (4) 変更について

処理方法にかかわらず数量の変更を行うことができる。

- ア 指定処理（A）  
工事実施にあたり指定した処理条件にやむを得ず変更が生じた場合は、その実情に応じ変更を行うものとする。
- イ 指定処理（B）  
設計条件が異なる場合は、発注者、受注者間で協議し変更することができる。



## 7 処理計画・確認

### (1) 処理計画

建設副産物の処理に先立ち、請負業者は「建設副産物処理承認申請書（様式 - 4）」を作成し、監督員に提出する。

ア 建設廃棄物の処理に際し、排出事業者（元請負業者）が処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指導し、建設廃棄物処理委託契約書の提示を求め、同契約を確認するとともに、同契約書の写しの提出を指示する。

イ 収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指導する。

### (2) 建設リサイクル法に基づく通知

当該工事が以下の条件に該当する場合は、工事の着手前に予め別紙「建設リサイクル法に係る通知書（様式 - 8）」を作成し、所定の通知先（資料 - 3）に提出する。

〔対象建設工事の条件〕

下表の規模基準を満たす工事のうち、特定建設資材を使用するか、特定建設資材廃棄物が排出される工事。（使用・排出の量は問わない。）

対象建設工事		規模基準	
建築物	解体工事	延べ床面積	80 m <sup>2</sup> 以上
	新築・増築工事	延べ床面積	500 m <sup>2</sup> 以上
	修繕又は模様替工事	請負金額	1 億円以上
その他の工作物（土木工事等）		請負金額	500 万円以上

### (3) 処理の確認

ア 建設副産物の処理は、「建設副産物処理調書（様式 - 5）」を請負業者が作成し監督員に提出するとともに、実際に処理した事を証明する資料（伝票、写真等）の提出を求め確認する。

イ 建設廃棄物の処理は、産業廃棄物処理における産業廃棄物管理票（マニフェスト）を運用し、請負業者が交付・回収した各票の提示を求め確認する。

なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存するよう指導する。

### (4) 「再生資源利用（計画・実施）書」等の提出

建設副産物の処理に先立ち請負業者は「建設副産物実態調査要領」（平成17年10月1日改正適用）に基づき調査票を電子データで作成し、建設資材を搬入する場合には「再生資源利用計画書」、建設副産物を搬出する場合には「再生資源利用促進計画書」を施工計画書に含めて監督員に提出する。

また、工事完成後速やかに工事の実施の状況について、再生資材を搬入する場合には「再生資源利用実施書」、建設副産物を搬出する場合には「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出するとともに、データの入力された電子媒体を監督員に提出する。

付則 この基準（案）は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。  
なお、昭和 62 年 3 月 5 日付け検指第 125 号、「残土処理基準及び産業廃棄物処理基準の適用について」は、廃止する。

付則 この基準（案）は、平成 13 年 4 月 1 日から改定適用する。

付則 この基準（案）は、平成 14 年 5 月 30 日から改定適用する。

付則 この基準（案）は、平成 14 年 10 月 1 日から改定適用する。

付則 この基準（案）は、平成 16 年 4 月 1 日から改定適用する。

付則 この基準（案）は、平成 19 年 1 月 1 日から改定適用する。

# 建設発生土管理基準（案）

## 第1 総則

### 1 目的

この基準は、「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成11年4月1日施行。平成18年7月1日一部改定。以下「条例」という。）の制定に併せ、栃木県県土整備部が実施する公共工事において発生する土砂を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。

また、建設発生土の不適正処理を防止するため、発注者が建設発生土の行き先を完全に把握し、可能な限り建設発生土の工事間利用を促進することを柱とした「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（国土交通省 平成15年10月）による各施策の実施において、必要となる事項を定めるものとする。

### 2 用語の意義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

#### ① 公共工事

栃木県県土整備部が事業主体となって施工する工事をいう。

#### ② 建設発生土

公共工事に伴い副次的に得られた土砂等をいう。

#### ③ 土砂等の埋立て等

土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為をいう。（土地への埋立て等であり、公有水面への埋立ては除外する。）

#### ④ 特定事業

土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等行う事業。

#### ⑤ 同一事業地域

宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。

#### ⑥ 工事間利用等

建設発生土を工事間で利用する場合の次のものをいう。

ア 他の公共工事での利用

イ 公共工事を利用するために一時的な仮置場やストックヤード等へのたい積

ウ 再利用のための土質改良プラントへのたい積

エ 公共工事で行う民有地等への埋立て

#### ⑦ 土砂等の安全基準

別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」をいう。

#### ⑧ 構造上の基準

別表第2に定める「構造上の基準」をいう。

### 3 条例の主旨等

#### ① 条例の骨子

条例は、土砂等による土地の埋立て等をする行為について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民生活の安全の確保や生活環境を保全することを目的とするものであり、その骨子は次のとおりである。

ア 事業者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有し、その活動に伴って得られる土砂等の減量化を図るとともに、土砂等の有効利用に努める。

イ 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の安全基準の設定

ウ 安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等

エ 一定規模以上の事業区域における土砂等の埋立て等の事業の許可制の導入

オ 土砂等の埋立て等の事業完了区域における土砂等のたい積の構造について構造上の基準を設定

#### ② 条例の適用対象等

ア 条例の適用対象

条例は、同一事業区域以外から搬入した土砂等により、土砂等の埋立て等を行う行為に適用するものである。

イ 許可を要する事業

土砂等の埋立て等を行う区域の面積が3,000 平方メートル以上の事業（特定事業）は、知事の許可が必要である。

また、特定事業区域への土砂等の搬入は、知事への届け出が必要である。

なお、事業地が宇都宮市内、足利市内、栃木市内、大田原市内の場合は、3,000 平方メートル以上の事業についても、各市条例が適用となるため、各条例で定める要件により、各市長の許可及び届け出が必要である。

#### ③ 公共工事の取扱い

条例における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

ア 公共工事を実施するにあたっては、特定事業に係る知事の許可は不要である。

イ 建設発生土を特定事業区域へ搬出する場合は、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるときは、安全基準に適合していることを証する計量証明書の添付は省略できる。

ウ 3,000 平方メートル未満の小規模埋立て等の事業は、別途、市町村が定める条例等の適用を受けるが、公共工事の取扱いは県条例の取扱いとほぼ同様である。

### 4 管理基準の適用範囲

この基準は、次のものに適用する。

#### ① 工事間利用等を行う建設発生土の管理

#### ② 公共工事以外から搬入される土砂等の管理

### 5 発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

① 建設発生土の利用にあたり、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。なお、汚染された建設発生土については、適正な処理を図る。

② 「公共工事土量調査」等により、他工事の建設発生土の搬出入状況を把握するとともに、把握した情報を基に利用調整を行い工事間利用の促進を図るものとする。

なお、「公共工事土量調査」については、「『公共工事土量調査』による建設発生土の工事間利用調整実施マニュアル」（関東地方建設副産物再利用方策連絡会議）により、1000 ㎡以上の搬出工事及び500 ㎡以上の搬入工事について、建設発生土情報交換システムに登録することとするが、その他の工事についても登録するよう努めるものとする。

- ③ 工事請負者に対し条例及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を行うよう指導する。
- ④ 建設発生土の管理状況に関する書類は、次のものを作成し、関係書類とともに工事完了年度の翌年度から5年間保存する。
- ア 建設発生土搬出計画書  
工事現場から1,000 m<sup>3</sup>以上の土砂等を搬出する場合は、建設発生土搬出計画書（様式－1）を作成する。
  - イ 建設発生土搬入計画書  
工事現場へ500 m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する場合は、建設発生土搬入計画書（様式－2）を作成する。
  - ウ 建設副産物処理承認申請書  
工事着手前に、建設副産物処理承認申請書（様式－4）を提出させる。
  - エ 建設副産物処理調書  
工事完成時に、建設副産物処理調書（様式－5）を提出させる。
  - オ 建設発生土管理調書  
工事完了後、建設発生土管理調書（様式－3）を作成する。
- ⑤ 民有地へ処分する場合の届け出  
建設発生土を民有地に処分し、その面積が3,000 m<sup>2</sup>以上の場合は、処分地を管轄する健康福祉センターに工事着手前及び工事完了後に「埋立て等届出書」（様式－6）を提出すること。  
なお、処分地が宇都宮市内、足利市内、栃木市内の場合は、面積要件が500m<sup>2</sup>以上を、大田原市内の場合は、1,000m<sup>2</sup>以上を対象とし、それぞれ、宇都宮市環境部廃棄物対策課、足利市産業・環境部環境推進課、栃木市市民生活部環境課、大田原市市民生活部生活環境課に提出すること。  
また、処分地（宇都宮市、足利市、栃木市、大田原市を除く）の面積が3,000m<sup>2</sup>未満の場合も、処理先となる市町の取り扱いについて事前に確認すること。
- ⑥ 運搬車両の表示  
運搬車両を使用し、建設発生土等を搬出または搬入するときは、建設発生土等運搬車両表示（様式－9）を作成し、当該車両の見やすい箇所に表示する。

## 第2 管理基準

### 1 土砂等の安全基準等

#### ① 土砂等の安全基準

建設発生土の工事間利用等を行う場合、或いは公共工事以外から搬入する土砂等により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土が土砂等の安全基準に適合していなければならない。

#### ② 不適正な建設発生土による埋立て等の禁止

土砂等の安全基準に適合しない建設発生土は、他の場所への搬出や工事間利用等を行ってはならない。

#### ③ 安全基準の適否の確認

安全基準の適否の確認は、汚染要因等及び地質分析により行わなければならない。

### 2 汚染要因等の調査及び地質分析の実施

建設発生土の搬出については、汚染要因等により搬出土の調査を行い、汚染された恐れがあると判定された場合は、必要に応じて地質分析を行うものとする。

### 3 汚染要因等

次に掲げる汚染要因等に該当する土地は、汚染された恐れがあるものとして判定するものである。

したがって、この要因に該当しないものは、土砂等の安全基準に適合しているものとし、事前に知事の承認を受けたものとして取り扱う。

- ① 土壌が汚染された恐れのある工場・事業場用地、又は工場・事業場用地として使用された土地及び跡地（参考として、注意を要する主要な発生業種を資料－1に示す）
- ② 汚染された土砂等で盛土、埋立て等を実施した区域
- ③ 薬品により土壌改良等の処理をした区域
- ④ その他の臭気のある土壌その他、土壌、水質に異変が認められる区域

### 4 地質分析

- ① 試料の採取は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場合において行うものとする。
- ② 地質分析は、別表1に掲げる項目、基準値、測定方法による。
- ③ 地質分析結果は、計量法第110条の2第1項の規定による計量証明書により確認するものとする。

### 5 公共工事に建設発生土等を搬入する場合の扱い

- ① 公共工事に建設発生土等を搬入する場合  
事前に事業区域について第2章第2項に定める汚染要因等の調査又は必要に応じた地質分析により安全基準の適否の確認を行うこと。
- ② 公共工事から建設発生土を搬入する場合  
公共工事から建設発生土を搬入する場合は、建設発生土搬出計画書又は地質分析に係る計量証明書の提出をもって搬入できる。
- ③ 公共工事以外から建設発生土等を搬入する場合  
ア 法令等により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する売り渡し証明書等の提出をもって搬入できる。  
イ 公共工事以外（県外公共工事を含む。）から土砂等を搬入する場合は、地質分析に係る計量証明書を提出させ、安全基準に適合しているものは搬入できる。

### 6 民有地への処理

建設発生土を民有地への埋立て等に用いる場合は、周辺環境等を調査し近隣の農地や集落への影響のない方法により行うこととする。

- ① 民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合  
公共工事の発注者は、民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場所の面積を調査し、県条例或いは市町村条例の許可の必要な埋立て等に該当するかどうかについて、予め確認をすること。  
その結果、いずれにも該当しない場合は、民有地の所有者と協議をして、埋立て方法及び管理方法等について承諾書を取り交わしておくこと。

- ② 公共工事の発注者が民有地の所有者に代わって埋立て等を行う場合  
発注者が所有者に代わって埋立て等を行う場合は、民有地の所有者と協議をして、埋立て等の方法・管理方法等について、承諾書を取り交わしておくこと。埋立て等は構造上の基準により行うこと。その際、見やすい場所に標識を掲げること。  
なお、当該埋立て等に建設発生土を搬入する場合の扱いは前項5と同様とする。

7 汚染された建設発生土の扱い

地質分析の結果、建設発生土が土砂等の安全基準に適合しない場合は、工事間利用等の他の場所への搬出を行ってはならない。

したがって、この場合は同一事業区域内での処理または、管理型施設での処理等での適正な処理が必要となる。

8 その他

この基準に定めのない事項や、汚染された建設発生土の取り扱いについては、県土整備部技術管理課と協議するものとする。

付 則 この基準（案）は、平成11年 4月 1日から適用する。

なお、昭和62年3月5日付け検指第125号、「残土処理基準及び産業廃棄物処理基準の適用について」は、廃止する。

付 則 この基準（案）は、平成14年10月 1日から適用する。

付 則 この基準（案）は、平成16年 4月 1日から適用する。

付 則 この基準（案）は、平成19年 1月 1日から適用する。

付 則 この基準（案）は、平成19年11月 1日から適用する。

付 則 この基準（案）は、平成20年 4月 1日から適用する。

○ 特記仕様書について

発注者は、下記特記仕様書（例）を参考とし、建設副産物に関する事項を設計図書に明示すること。

特記仕様書記載例

1 共通事項

- (1) 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各1部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、各2部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。
- (2) 建設副産物の処理に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処分にあって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約書を締結し、建設副産物処理委託契約書を監督職員に提示するとともに、同契約書の写を提出すること。  
なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。
- (4) 建設副産物処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に2部提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。また、竣工図書に添付すること。
- (5) 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付・回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。  
なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存すること。

2 建設発生土

- (1) 指定（A）の場合  
本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。  
ア 搬出先（相手先工事名、場所等） ○○ 工事 ○○市 ○○町大字○○地先  
イ 運搬距離 k m  
ウ 土質及び処分量 第 種建設発生土 m<sup>3</sup>  
エ 搬出時期 年 月 ～ 年 月  
オ 処理方法
- (2) 指定（B）の場合  
建設発生土（ m<sup>3</sup>）は準指定処理（運搬距離 k m）とし、請け負い者の裁量で処理地を確保するものとするが、実際の処理条件が当初設計と異なる場合は、監督員と協議のうえ実状に応じて変更するものとする。  
また、実際に処理に要した費用を証明する資料を、監督員に提出しなければならない。

- (3) 建設発生土を処理する場合には、処理先の見やすい場所に必ず標識を掲げること。

3 建設廃棄物

- 本工事により発生する
- ア アスコン塊（ m<sup>3</sup>）は、○○市 ○○町大字○○地内、運搬距離 Kmの  
○○・・・・・・○○ 施設に運搬し、処理するものとする。
  - イ コンクリート塊（ m<sup>3</sup>）は、○○市 ○○町大字○○地内、運搬距離 Kmの  
○○・・・・・・○○ 施設に運搬し、処理するものとする。
  - ウ 建設発生木材（ m<sup>3</sup>）は、○○市 ○○町大字○○地内、運搬距離 Kmの  
○○・・・・・・○○ 施設に運搬し、処理するものとする。
  - エ 建設汚泥（ m<sup>3</sup>）は、○○市 ○○町大字○○地内、運搬距離 Kmの  
○○・・・・・・○○ 施設に運搬し、処理するものとする。

なお、処理施設については、監督員と協議の上変更できるものとするが、原則として積算変更の対象としない。



## 積算対象再資源化施設について (1/2)

平成20年1月現在

No.	施設名	処理施設所在地	電話	A s	C o
				処理施設	処理施設
No.1	瑞穂瀝青工業㈱	宇都宮市瑞穂3-8-1	0286-56-5676	○	
No.3	東武建設(株)	宇都宮市平出工業団地47番地2	028-661-1231	○	○
No.4	榊菊地組宇都宮廃コンクリート再生処理工場	宇都宮市柳田町字屋敷東937	0286-62-7037	○	○
No.5	野中建設㈱ ※原則として積替保管施設持ち込みとする	(施設)宇都宮市長岡町1019 (積替保管)宇都宮市長岡町847-2	090-9016-5154 090-3236-4069	○	○
No.9	栃木県廃アスファルトコンクリート処理再生協同組合	上河内町高松字深沢1007-1	0286-74-2199	○	○
No.10	(有)奈佐原建材工業	鹿沼市加園3028	0289-64-1114	○	○
No.11	(有)大和環境開発	鹿沼市茂呂1857-25	0289-64-6843	○	○
No.12	日本道路㈱	鹿沼市池ノ森字北原555-15	0289-75-3156	○	
No.13	佐藤商事㈱	鹿沼市千渡入山2064-1	0289-64-4111	○	○
No.14	磯部建設㈱	日光市針貝字茅場1071-68 (旧今市市)	0288-26-3273	○	
No.15	栃木報徳石産㈱	日光市町谷字下の関沢2002-148 (旧今市市)	0288-26-8527	○	○
No.16	東武道路工業㈱	日光市板橋字西原3287-2 (旧今市市)	0288-27-1155	○	○
No.17	榊鈴建工業	真岡市長田1810	0285-84-1525	○	○
No.18	榊塚田建材	真岡市清水839	090-1112-0707	○	○
No.19	物部砕石㈱	二宮町大字鹿405	0285-75-1211	○	○
No.20	(有)新宮リサイクルセンタ	栃木市大光寺町1136-7	0282-27-5444	○	○
No.21	アワノ総合開発㈱	栃木市尻内町1888-1	0282-31-1983	○	○
No.23	(有)富士川産業	小山市出井1968-2	0285-25-2090	○	○
No.24	トーテツ産業㈱	小山市栗宮2512-3	0285-45-4043	○	○
No.6	前田道路㈱	下野市上坪山字藤ノ木127-1 (旧南河内町)	0285-48-5211	○	○
No.7	新栄建材(有)	下野市花田字内屋敷67-7 (旧南河内町)	0285-49-0232		○
No.8	(有)田口建材	下野市本吉田1416 (旧南河内町)	0285-48-1287	○	○
No.25	榊NIPPOコーポレーション [栃木合材工場]	壬生町福和田字八剣1013-1	0282-82-2011	○	
No.27	エス・ケイ・エム㈱	壬生町藤井字吾妻1052	0282-82-7350	○	○
No.28	(有)野辺工業	野木町大字佐川野字西原1755-1	0280-56-2126	○	○
No.29	大島建設工業(有)	岩舟町新里1494-1	0282-55-3121	○	○
No.30	榊原山産業	岩舟町大字小野寺2794-1	0282-57-7805		○
No.31	五十畑石材工業㈱	岩舟町大字小野寺5114	0282-55-3110	○	○
No.32	榊浜屋組	矢板市針生字境峰363-1	0287-43-1818	○	○
No.33	榊NIPPOコーポレーション [塩谷合材工場]	塩谷町玉生字地藏坂1820	0287-45-1125	○	
No.34	(有)アイケー商事	塩谷町大字泉谷山口895-1	0287-46-1172	○	○
No.35	(有)トチコー産業	塩谷町大字佐貫前河原1192-1	0288-26-8121	○	○
No.36	(有)桜井建設	さくら市向河原4147 (旧氏家町)	028-682-3330	○	○
No.37	阿久津工業㈱	高根沢町中阿久津1075-3	0286-75-1046	○	○
No.39	栃木県北アスコン㈱	那須塩原市鍋掛1492-2 (旧黒磯市)	0287-62-3101	○	○
No.40	(有)美原商事	那須塩原市青木1811-6 (旧黒磯市)	0287-62-3212	○	○
No.41	(有)余一砂利	那須塩原市亀山 (旧黒磯市)	0287-63-0300	○	○
No.42	日本道路㈱ [丸山重機㈱共同企業体那須合材センター]	那須塩原市笹沼字中島原453-10 (旧黒磯市)	0287-65-3452	○	○
No.43	日榮建設㈱	那須塩原市洞島字関谷道下133-1 (旧黒磯市)	0287-68-0977	○	○
No.44	北関東環境開発㈱	那須塩原市四区町730-32 (旧西那須野町)	0287-36-7044	○	○
No.45	ナスアスコン㈱	那須塩原市三区町627-1 (西那須野町)	0287-36-7121	○	○
No.46	塩和建材㈱	那須塩原市宇都野1789-4 (旧塩原町)	0287-35-4554	○	○
No.47	榊ウエムラ	那須塩原市金沢223-3 (旧塩原町)	0287-35-2933	○	○
No.48	栃木砂利工業(有)	那須塩原市藁沼字蛇尾川向620番 (旧塩原町)	0287-68-0130	○	○
No.67	(株) IWD	那須塩原市藁沼字下原13番7 13番8 (旧塩原町)	0287-35-4888	○	○
No.49	八溝興業㈱	大田原市両郷908番地5号 (旧黒羽町)	0287-59-0131	○	○
No.50	東京石材㈱	大田原市亀久字井戸沢975番地1, 959番地1 (旧黒羽町)	0287-54-1531	○	○
No.51	前田建材工業㈱	那珂川町大字松野字深沢1117-1 (旧馬頭町)	0287-92-2973	○	○
No.52	貝塚興業㈱	那珂川町大字小川字神田201-1 (旧小川町)	0287-96-4701	○	○

## 積算対象再資源化施設について (2/2)

平成20年1月現在

	施設名	処理施設所在地	電話	A s	C o
				処理施設	処理施設
No.53	五月女産業(株)	佐野市関川町南関川565-1 (旧佐野市)	0283-20-2545	○	○
No.54	榊落合土木	佐野市栄町13-2 (旧佐野市)	0283-22-6166	○	○
No.55	共立舗道(株)	佐野市小中町鶴ヶ島8 (旧佐野市)	0283-22-6733	○	○
No.56	世紀東急工業(株)	佐野市関川字梅ノ木町572-1 (旧佐野市)	0283-24-3618	○	
No.57	藤坂砕石工業(株)	佐野市蕪川町603-1 (旧佐野市)	0283-23-6373	○	○
No.58	平成整環(株)	佐野市関馬2668-3 (旧田沼町)	0283-25-2766		○
No.59	(有)三好運輸	佐野市戸室1331 【三好礦業(株)構内】 (旧田沼町)	090-3244-5819	○	○
No.60	関野建材工業(株)	足利市権崎町字馬坂2065	0283-85-2344	○	○
No.61	岩澤建設(株)	足利市駒場町825-1	0284-21-6131	○	○
No.62	篠崎建設(有)	足利市権崎町字馬坂1957	0284-41-5384	○	○
No.63	トウワ建設(株)	足利市名草下町字持舟4530-1	0284-41-9080	○	○
No.64	イズム鉱業(株)	足利市小俣町2995番地1他	0284-62-1847	○	○
No.65	足利市清掃事業(株)	足利市久保田町911	0284-73-0782	○	○
No.66	(有)石原運輸	足利市福富町816-1	0284-73-8671	○	○

○ 建設副産物関係書類一覧表

関係書類の内 ★ は 提示とする。

NO	関係書類名	作成者	提出時期	提出先	提出部数	様式	チェック
1	建設発生土の搬出計画書	工事担当者	設計時	所属長	1部	様式-1	
2	建設発生土の搬入計画書	工事担当者	設計時	所属長	1部	様式-2	
3	建設副産物処理承認申請書	請負者	工事着手前	発注者	2部	様式-4	
4	土砂の埋立て等承諾書(必要に応じ)	工事担当者	工事着手前	所属長地権者	2部	様式-7	
5	埋立て等届出書(必要に応じ)	工事担当者	工事着手前	健康福祉センター	1部	様式-6 着手完了変更中止	
6	再生資源利用計画書	※ 請負者	工事着手時	発注者	1部	建設副産物実態調査要領 様式1	
7	再生資源利用促進計画書	※ 請負者	工事着手時	発注者	1部	建設副産物実態調査要領 様式2	
8	建設廃棄物処理委託契約書写	請負者	工事着手時	発注者	1部		
9	建設副産物処理調書	請負者	工事完成時	発注者	2部	様式-5	
10	再生資源利用実施書	※ 請負者	工事完成時	発注者	2部	建設副産物実態調査要領 様式1	
11	再生資源利用促進実施書	※ 請負者	工事完成時	発注者	2部	建設副産物実態調査要領 様式2	
12	★建設廃棄物マニフェスト	※ 請負者	工事完成時	発注者	1部	提示事項	
13	建設発生土管理調書 (添付資料含む)	工事担当者	工事完成時	所属長	1部	様式-3	

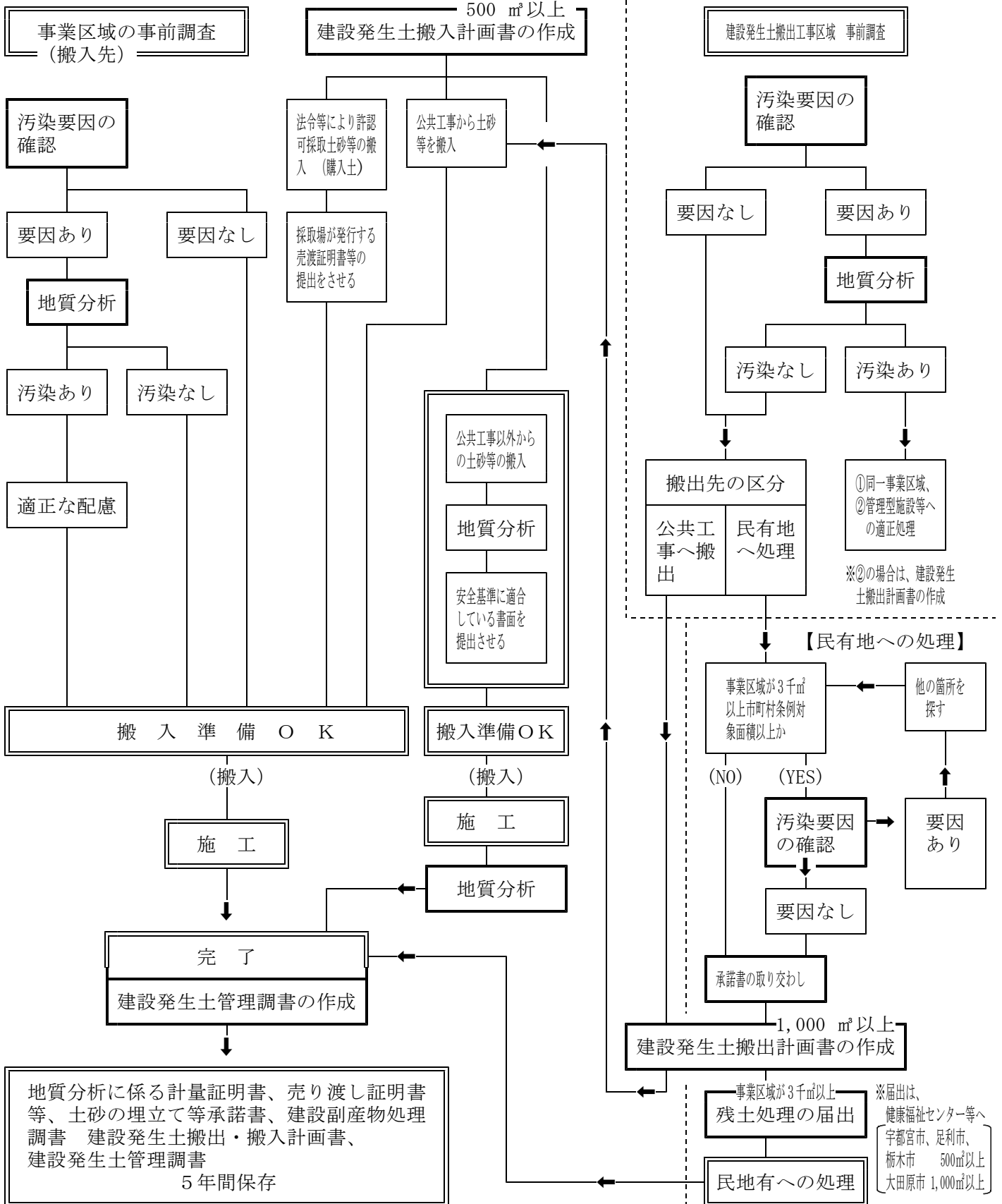
- ・※ 既存の様式である。
- ・NO.1、NO.2、NO.3、NO.9、NO.13、の保存期間は、完了年度の翌年度から5年間とする。  
(発注機関で一括保存)
- ・NO.6、NO.7、NO.10、NO.11は平成11年10月1日適用の建設副産物実態調査要領の様式
- ・NO.12は平成13年4月1日から土木工事共通仕様書で提示事項。

### 建設発生土管理基準フロー

許可の申請 ・ 公共事業は条例の適用対象外

【公共工事に建設発生土を搬入する場合】

【公共工事から建設発生土を搬出する場合】



## 埋立て等に使用される土砂等の安全基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K 0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法 (以下「昭和 49 年告示」という。また、規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、昭和 49 年告示付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法
砒 (ひ) 素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、試料 1 kg につき 15mg 未満であること。	検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (以下「昭和 46 年告示」という。) 付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 3 に掲げる方法
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1 mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法

項目	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1ℓにつき 1 mg 以下であること。	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和 46 年告示付表 7 に掲げる方法
備考		
<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては平成 3 年告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」は、「土砂等」と読み替えるものとする。</p> <p>2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。</p>		

## 構造上の基準

## 1 埋立て等の場合

- ① 事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように杭打ち、土の置き換え、その他の措置が講じられていること。
- ② 著しく傾斜をしている土地に埋立て等を行う場合は、のり面の崩壊を防止するため、当該土地の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- ③ 土砂等の埋立て等の高さ（埋立て等により生じたのり面の最下部と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面の勾配は、下表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該土砂等の埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	埋立て等の高さ		のり面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	10m以下	垂直1mに対する水平距離が1.8m（埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては1.5m）以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- ④ 擁壁を用いる場合の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- ⑤ 土砂等の埋立て等の高さが5m以上である場合にあつては、土砂等の埋立て等の高さが5mごとに幅が1m以上の段をもうけ、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- ⑥ 事業区域の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- ⑦ のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹きつけ等によって風化その他浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- ⑧ 事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- ⑨ 以上によりがたい場合は、民有地所有者等と協議をし、実施すること。

2 一時たい積事業の場合

- ① 特定事業場の隣接地と事業区域との間に、下表の左欄に掲げる事業区域の面積の区分に応じ、右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5 h a 未満	5 m 以上
5 h a 以上 10 h a 未満	10 m 以上
10 h a 以上 20 h a 未満	20 m 以上
20 h a 以上	30 m 以上

- ② 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上の高低差をいう。）が5 m以下であること。
- ③ 土砂等のたい積ののり面勾配は、垂直1 mにたいする水平距離が1.8 m以上の勾配であること。



決裁	所長	次長	担当部長、課長、チームリーダー

(伺い) このことについて、下記により建設発生土を搬出してよろしいか伺います。

平成 年 月 日  
印

作成者職氏名

### 建設発生土搬出計画書

事業年度		区分	国・単	事業名	
工事名					
工事箇所					
工期(予定)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
汚染要因の確認	<input type="checkbox"/> 要因無し、 <input type="checkbox"/> 土壌検査の結果汚染なし、 <input type="checkbox"/> 土壌検査の結果汚染あり				
搬出土砂量 ①	m <sup>3</sup>	土質区分			
うち他工事搬出② (割合②/①)	m <sup>3</sup> ( %)	主な相手先 工事名場所			
うち残土処理 ③ (割合③/①)	m <sup>3</sup> ( %)	主な処理先 名・住所等			
うち最終処分場④ (割合④/①)	m <sup>3</sup> ( %)	主な処理先 名・住所等			
建設発生土処分 場等処分理由	<input type="checkbox"/> 地区建設副産物対策連絡協議会(平成 年 月 日開催) <input type="checkbox"/> 「建設発生土情報交換システム」(JACIC運用) <input type="checkbox"/> その他 ( ) により調整を行ったが、下記理由により条件の合う 相手先工事が見つからなかったため。 <input type="checkbox"/> 土工事時期の不一致 <input type="checkbox"/> 土質の不一致 <input type="checkbox"/> 数量の不一致 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

- 注) 1. 建設発生土を1,000m<sup>3</sup>以上現場外に搬出する工事について、原則として  
 工事の発注前に決裁を受けること。  
 2. 調整結果(「建設発生土情報交換システム」の検索結果)を添付すること。  
 3. スtockヤード等に搬出する場合は他工事搬出とする。  
 4. 該当項目の□欄にレ印を記入

決裁	所長	次長	担当部長、課長、チームリーダー

(伺い) このことについて、下記により建設発生土を搬入してよろしいか伺います。

平成 年 月 日  
作成者職氏名 印

建設発生土搬入計画書

事業年度		区分	国・単	事業名	
工事名					
工事箇所					
工期(予定)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
汚染要因の確認 (搬入区域)	<input type="checkbox"/> 要因無し、 <input type="checkbox"/> 土壌検査の結果、汚染の恐れなし <input type="checkbox"/> 搬入地適正処理済				
搬入土砂量 ①	m <sup>3</sup>	土質区分			
搬入面積	m <sup>2</sup>				
内発生土利用② (割合②/①)	m <sup>3</sup> (%)	主な相手先 工事名場所			
内購入材使用③ (割合③/①)	m <sup>3</sup> (%)	購入材 利用用途			
山砂等購入材 使用理由	<input type="checkbox"/> 地区建設副産物対策連絡協議会(平成 年 月 日開催) <input type="checkbox"/> 「建設発生土情報交換システム」(JACIC運用) <input type="checkbox"/> その他( ) により調整を行ったが、下記理由により条件の合う 相手先工事が見つからなかったため。 <input type="checkbox"/> 土工事時期の不一致 <input type="checkbox"/> 土質の不一致 <input type="checkbox"/> 数量の不一致 <input type="checkbox"/> その他( )				

- 注) 1. 土砂等を500 m<sup>3</sup>以上現場に搬入する工事について、工事の発注前に決裁を受けること。  
 2. 調整結果(「建設発生土情報交換システム」検索結果)を添付すること。  
 3. スtockヤード等から搬入する場合は発生土利用とする。  
 4. 該当項目の□欄にレ印を記入

建設発生土管理調書

様式—3

所長	次長	担当部長、課長、チーフリーダー

(伺い) 下記工事について、建設発生土の 搬出 ・ 搬入 の実績は以下のとおりであります。  
平成 年 月 日

作成者職氏名 印

事業年度	区分	国庫 ・ 県単	事業名
工事名	工事		
工事箇所	郡・市	町・村	大字
請負業者	現場代理人		

<input type="checkbox"/> 建設発生土搬出施工実績	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
供給先工事名・施設名等	工事箇所又は所在地	搬出土量 <sup>m<sup>3</sup></sup> 土質区分 供給元機関名 又は 施設責任者等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染要因の確認</li> <li><input type="checkbox"/> 汚染要因について確認した。</li> <li>・ 本調書と共に保存するもの</li> <li><input type="checkbox"/> 地質分析に係る計量証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 承諾書</li> <li><input type="checkbox"/> 建設副産物処理承認申請書</li> <li><input type="checkbox"/> 建設副産物処理調書</li> </ul>	合計	
土質区分	1 : 第1種建設発生土 (砂、礫、及びこれに準ずるもの) 2 : 第2種建設発生土 (砂質土、礫質土、及びこれに準ずるもの) 3 : 第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの) 4 : 第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもので第3種建設発生土を除く)	

<input type="checkbox"/> 建設発生土搬入施工実績	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
供給元工事名・施設名等	工事箇所又は所在地	搬出土量 <sup>m<sup>3</sup></sup> 土質区分 供給元機関名 又は 施設責任者等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本調書と共に保存するもの</li> <li><input type="checkbox"/> 建設発生土搬出計画書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 地質分析に係る計量証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 法令等により許認可された当該採取場が発行する売渡証明書等</li> </ul>	合計	
土質区分	1 : 第1種建設発生土 (砂、礫、及びこれに準ずるもの) 2 : 第2種建設発生土 (砂質土、礫質土、及びこれに準ずるもの) 3 : 第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの) 4 : 第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもので第3種建設発生土を除く)	

● 本調書は、発注機関で一括ファイルし、工事完了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

建設副産物処理承認申請書

平成 年 月 日

工事名 \_\_\_\_\_ 工期 年 月 日 ~ 年 月 日 請負業者名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_ 処理期間 年 月 日 ~ 年 月 日 現場代理人名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

建設副産物	建設発生土 (m³)	アスコン塊 (トン)	コンクリート塊 (トン)			
処理場所	_____	_____	_____	_____	_____	_____
所在地 電話番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____
地目						
面積×高さ	m² × m					
処理業の 許可番号						
許可期限		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
農地転用等 許可番号						
処理数量	m³	m³	トン	トン		
運搬距離	km	km	km	km	km	km
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬 許可番号	元請 下請 _____ _____	元請 下請 _____ _____	元請 下請 _____ _____	元請 下請 _____ _____	元請 下請 _____ _____	元請 下請 _____ _____

- (注) 1. 工事現場と処分地の関係がわかる位置図、工事現場の着手前の写真等  
 2. 建設廃棄物処理の場合は、「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。  
 3. この申請書は2部提出すること。

# 建設副産物処理調書

(様式-5)

平成 年 月 日

工事名 \_\_\_\_\_ 工期 年 月 日 ~ 年 月 日 請負業者名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

工事場所 市 町 地先 \_\_\_\_\_ 処理期間 年 月 日 ~ 年 月 日 現場代理人名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

建設副産物	建設発生土 (m <sup>3</sup> )		アスコン塊 (トン)		コンクリート塊 (トン)							
	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
処理場所												
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

(注) 1. この調書は2部作成し、提出すること。  
 2. 処理の実態を保存するため、位置図、写真等を添付すること。

○○健康福祉センター長 あて  
 (宇都宮市内の場合は宇都宮市環境部廃棄物対策課、足利市内の場合は足利市産業・環境部環境推進課、栃木市内の場合は栃木市市民生活部環境課、大田原市内の場合は大田原市市民生活部生活環境課)

発注機関の長 名

下記事業の埋立て等について、届出書を提出します。

埋立て等届出書

届け出区分	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 完了 (既届出番号: ○○第 号、H 年 月 日付け) <input type="checkbox"/> 変更 (既届出番号: ○○第 号、H 年 月 日付け) <input type="checkbox"/> 中止 (既届出番号: ○○第 号、H 年 月 日付け)		
事業年度	年度	工事名	
工事箇所			
工期(予定)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
埋立て等箇所	郡・市 町 番地		
所有者氏名	-----		
埋立て等面積	m <sup>2</sup>	土砂等の量	m <sup>3</sup>
土質区分	<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土(砂、礫、及びこれに準ずるもの) <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土(砂質土、礫質土、及びこれに準ずるもの) <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの) <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもので第3種建設発生土を除く)		
請負会社			現場管理責任者
連絡先	○○土木事務所 ○○課 担当 ○○		☎

- ・該当項目の□欄にレ印を記入。
- ・埋立て等の箇所には、標識を設置する。
- ・添付書類(位置図、1:50,000)

## 土砂の埋立て等承諾書

栃木県発注の〇〇市〇〇町〇〇地先〇〇〇〇工事で発生する土砂を下記により埋立て等を実施することについて承諾します。

## 記

- |   |             |   |                         |
|---|-------------|---|-------------------------|
| 1 | 埋立て等の土地の住所  | : | 〇△市 〇△町 〇△番地            |
| 2 | 埋立て等の土地の面積  | : | 〇△㎡                     |
| 3 | 埋立て等に使用する土砂 | : | 上記工事で発生する砂質土            |
| 4 | 作業実施者       | : | 〇△建設株式会社、現場管理責任者〇△〇△〇   |
| 5 | 埋立て等の方法     | : | ブルドーザー敷均し               |
| 6 | 埋立て等の構造     | : | 斜面は1割8分で無処理（別添の区域図、横断図） |
| 7 | 埋立て等の完了後の扱い | : | 完了確認後は、土地所有者が管理するものとする。 |
| 8 | その他         | : | 近隣に影響のないよう注意を払って作業を行う。  |

記入上の注意) 土地所有者等と協議し、完了後の利用目的等を把握したうえで、後々トラブルが発生しないように取り交わすこと。

平成 年 月 日

栃木県 〇〇土木事務所長 様

土地所有者 住所

氏名

印

先に承諾した土砂の埋立て等については、作業が完了したことを確認しました。

平成 年 月 日

栃木県 〇〇土木事務所長 様

土地所有者 住所

氏名

印

# 通 知 書

平成 年 月 日

知事  
市長 様

(工事発注者) 発注者職氏名 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連 絡 先	所 属 名			
	担当者職氏名 <sup>フリガナ</sup>			
	電話番号			
工 事 の 内 容	工事の名称			
	工事の場所			
	工事の概要	<p>工事の種類</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/>建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p><input type="checkbox"/>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( ) 注1</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____ m<sup>2</sup></p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____ m<sup>2</sup></p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>用途____、階数____、請負代金____ 万円(税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____ 万円(税込)</p>		
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 工事着手予定日：平成 年 月 日		
	請 負 者	会 社 名	現場代理人氏名 <sup>フリガナ</sup>	
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号	( 内 線 )	F A X	

※受付番号 \_\_\_\_\_

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装、築堤、土地改良等)



# 建設発生土等運搬車両

- 搬出元 ← 【25ポイント以上】  
↑  
 ○○○市○○1-2-3 ← 【40ポイント以上】 【70ポイント以上】
- 搬出先 ← 【25ポイント以上】  
← 【40ポイント以上】  
 ○○○市○○5-6-7
- 発注者 ← 【25ポイント以上】  
 栃木県県土整備部○○土木事務所 ← 【40ポイント以上】
- 契約工事名 ← 【25ポイント以上】  
 国庫補助○○○○工事(その○) ← 【40ポイント以上】
- 請負業者名 ← 【25ポイント以上】  
← 【40ポイント以上】  
 ○○建設(株)
- 運搬業者名 ← 【25ポイント以上】  
← 【40ポイント以上】  
 (株)○○土建

## 注意を要する主要な発生業種

工場・事業場用地、又は工場・事業場用地用地として使用された土地及び跡地として主に次のものがある。

	主要な発生業種
シアン	電気めっき工場、製鉄所、ガス工場、コークス工場、化学工場、アクリルニトリル製造工場
アルキル水銀	水銀電解法カセイソーダ製造業、アセチレン法塩化ビニールモノマー製造業、化学工場（昇水、農薬、硫化水銀（銀朱）、リン酸、水銀等製造業）
総水銀	水銀計器、乾電池、水銀灯、水銀スイッチ製造業、プリント基盤製造業、水銀回収、水銀精製業
有機リン	農薬（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P N等）製造業
カドミウム	めっき工場（カドミウムめっき）、化学工場（顔料、触媒、塩化ビニール安定剤等）、機械・電子機器製造業、亜鉛精錬所
鉛	化学工場（顔料、塗料、薬剤等）、ガラス製造業（鉛ガラス）、鉛蓄電池製造業、活字製造業、鉛管製造業、印刷工場、陶磁器製造業、鉛再生業
クロム（六価）	クロムめっき工場、化学工場（顔料、触媒等）、合金製造工場、皮革工場（クロムなめし）
砒素	化学工場（無機薬品、触媒、農薬等の製造工場）、硫酸製造工場、肥料工場（アンモニア製造工場）
PCB	パルプ、紙又は紙加工品製造工場
セレン	無機顔料製造工場、無機化学工業製品製造工場
その他	金属の製錬工場 紡績業の用に供する染色施設 新聞業、出版業、印刷業、製版表の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 医薬品製造業の用に供する施設 農薬製造業の用に供する施設 合成ゴム製造業の用に供する水洗施設 洗濯業の用に供する洗浄施設 科学技術に係る研究、試験、検査等の業務の用に供する洗浄施設 一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 等

参考）・建設副産物の実務と事例（平成4年12月18日発行）  
 ・三訂図説廃棄物処分基準（平成8年7月1日発行）

## 埋立て等届出書の提出先

提出先機関名	所在地 電話番号	管轄区域 (埋立て等の区域)
宇都宮市環境部 廃棄物対策課	宇都宮市旭1-1-5 ☎028-632-2928	宇都宮市
県北健康福祉センター (環境部)	大田原市住吉町2-14-9 ☎0287-22-2277	矢板市 さくら市 高根沢町 塩谷町 那須塩原市 那須町 那須烏山市 那珂川町
大田原市市民生活部 生活環境課	大田原市本町1-4-1 ☎0287-23-8706	大田原市
県東健康福祉センター (環境部)	真岡市荒町2-15-10 ☎0285-83-7222	真岡市 二宮町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県西健康福祉センター (環境部)	鹿沼市今宮町1664-1 ☎0289-64-3019	鹿沼市 西方町 日光市
県南健康福祉センター (環境部)	小山市犬塚3-1-1 ☎0285-22-4309	上三川町 小山市 下野市 野木町 壬生町 大平町 藤岡町 岩舟町 都賀町
栃木市市民生活部 環境課	栃木市入舟町7-26 ☎0282-21-2603	栃木市
安足健康福祉センター (環境部)	足利市真砂町1-1 ☎0284-41-5096	佐野市
足利市産業・環境部 環境推進課	足利市本城3-2145 ☎0284-20-2152	足利市

## 建設リサイクル法に基づく通知先（法11条関係）

通知先機関名 (担当窓口)	所在地 電話番号	施工区域
宇都宮土木事務所 企画調査課	宇都宮市竹林1030-2 ☎028-626-3152	上三川町 上河内町 河内町
鹿沼土木事務所 企画調査課	鹿沼市今宮町1664-1 ☎0289-65-3215	西方町
日光土木事務所 企画調査課	日光市萩垣面2390-7 ☎0288-53-1212	日光市
真岡土木事務所 企画調査課	真岡市荒町1171-4 ☎0285-83-8304	真岡市 二宮町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
栃木土木事務所 企画調査課	栃木市神田町6-6 ☎0282-23-3595	下野市 壬生町 野木町 大平町 藤岡町 岩舟町 都賀町
矢板土木事務所 企画調査課	矢板市鹿島町20-11 ☎0287-44-2189	矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町
大田原土木事務所 企画調査課	大田原市紫塚2-2564-1 ☎0287-23-8497	大田原市 那須町
烏山土木事務所 企画調査課	烏山町中央1-6-92 ☎0287-83-1316	那須烏山市 那珂川町
宇都宮市都市開発部 建築指導課	宇都宮市旭1-1-5 ☎028-632-2573	宇都宮市
足利市都市開発部 建築指導課	足利市本城3-2145 ☎0284-20-2170	足利市
栃木市都市開発部 建築指導課	栃木市入船町7-26 ☎0282-22-3535	栃木市
佐野市都市建設部 建築指導課	佐野市田沼町974-1 ☎0283-61-1167	佐野市
鹿沼市都市開発部 建築指導課	鹿沼市今宮町1688-1 ☎0289-63-2242	鹿沼市
小山市都市開発部 建築指導課	小山市中央町1-1-1 ☎0285-22-9233	小山市
那須塩原市建設部 建設指導課	那須塩原市共壘社108-2 ☎0287-62-7169	那須塩原市

当該工事の施工範囲が、複数の提出先にまたがる場合は、それぞれに同じ内容の通知書を提出する必要があります。

